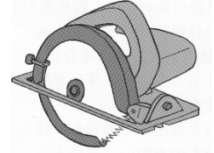


「携帯用丸のこ盤」作業従事者 安全教育のご案内



携帯用丸のこ盤については、その携帯性と使い易さから、建設業をはじめ、様々な業種で使用されていますが、安全装置が有効に機能してない状態で使用するなど、誤った方法で使用していることによる災害(死亡災害含)が毎年多数発生しています。

このような状況を受け、厚生労働省から「携帯用丸のこ盤」作業従事者に対する安全教育の徹底についての通達が出されました。(平成22年7月14日付け基安発0714第1号)

このため当協会では、携帯用丸のこ作業従事者に対し、通達に基づく安全教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

1. 開催日時、会場

開催日	講習時間	会場
令和6年6月6日(木)	9:00～14:40 休憩時間含む	ときわ市民ホール 多目的ホール (旭川市5条通4丁目)

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 対象者 「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業に従事する者

3. 講習料 会員 7,260円 消費税10%含
(内訳: 受講料 6,050円、テキスト代 1,210円)
会員外 9,460円 消費税10%含
(内訳: 受講料 8,250円、テキスト代 1,210円)

支払方法を申込書に印で表示願います。
(振込の場合は、請求書を発行いたします)

4. 申込方法 4/10～5/23の期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。
先着順に受付し、定員30名に達し次第締め切りますので、
事前に受付状況をご確認下さい。

5. 添付するもの 写真1枚(30ミリ×24ミリ)

6. 修了証等 修了者に「修了証」を交付し、事業所に教育についての記録証明書を発行いたします。

7. 注意事項 欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

8. カリキュラム

科目		範囲	時間
学 科	携帯用丸のこ盤に関する知識	・携帯用丸のこ盤の構造及び機能等 ・作業の種類に応じた機器及び歯の選定	0.5
	携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	・作業計画の作成等 ・作業の手順 ・作業時の基本動作(取扱いの基本及び切断作業の方法)	1.5
	安全な作業方法に関する知識	・災害事例と再発防止対策について ・使用時の問題点と改善点(安全装置等)	0.5
	携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識	・携帯用丸のこ盤及び歯の点検・整備の方法 ・点検結果の記録	0.5
	関係法令	・労働安全衛生関係法令中の関係条項等	0.5
技 実	携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法	・携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法 ・安全装置の作動状況の確認	0.5
合 計			4.0

旭川地方労働基準協会(インボイス発行事業者)
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

「携帯用丸のこ盤」作業従事者安全教育受講申込書

【 講習日 令和6年6月6日 】

写真

30 mm × 24 mm

裏面に氏名を記入して下さい。

太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

印の欄は記入しないで下さい

受講番号

ふりがな				男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年	月	日生	
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記(希望する・希望しない)								
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ 戸籍抄本、住民票等の添付が必要								
住所	〒 - 携帯(-)								
事業場名									
業種							労働者数	名	
事業場所在地	〒 -								
連絡先	電話 - -				FAX - -				
	担当者				担当者部署				
講習料 支払方法 (印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います								
会員区分	会員	コード	67	講習料	7,260円		入金日		
	非会員	コード	68	講習料	9,460円				

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166 22 8621 FAX 0166 22 8687

申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。 <http://www.asahikawa-lsa.jp>

旭川地方労働基準協会 検索

